

報告要旨(1) ワークショップ

オーストラリアの家族法事情

小川富之（広島経済大学）

1 はじめに

オーストラリアは、南半球にある面積約 760 万平方メートルの世界最小の大陸で、1770 年にキャプテン・クックにより発見され、イギリスの領有宣言後、1788 年にフィリップ大佐一行がシドニー湾に入植以来、1988 年で入植 200 年を迎えた。この国は、イギリスの議会制定法であるオーストラリア憲法により、1901 年に結成された連邦国家である。

2 婚姻の成立と事実婚

婚姻に関しては、1961 年婚姻法により規定されている。婚姻の成立要件につき、その実質的要件および形式的要件につき、わが国の規定と比較しながら簡単に説明する。まず、実質的要件として、婚姻意思の合致という点はどちらの国も同じように、婚姻の要件としては規定されていないが、最も重要な要件であり、婚姻の無効原因として規定されている。婚姻年齢については、オーストラリアも日本も同様に、男 18 才、女 16 才と規定されているが、オーストラリアの場合は例外が認められており、16 才以上の男子および 14 才以上の女子も、例外的に裁判所の許可を得てこいんをすることが認められる場合がある。重婚でないこと、という要件に関しては、オーストラリアでは無効原因とされており、わが国の取消原因の規定とは異なっている。近親婚の禁止については、オーストラリアは婚姻が禁じられる範囲が非常に狭く、制限が緩やかであるといえる。未成年者に対する親または後見人の同意については、オーストラリアでは当事者に罰金が課せられており、日本とは異なっている。日本では、女子が再婚する場合に、再婚禁止期間の経過が要件として規定されているが、オーストラリアでは、後述のように、12 ヶ月間の別居が離婚に要求されるため、規定を設ける必要性がない。

婚姻の形式的要件としては、日本の場合は、戸籍法の定めるところに従って届出をすることによって婚姻が成立する。つまり、日本は届出婚主義を採用しているわけであるが、オーストラリアの場合は、儀式婚主義を採用している。婚姻は、儀式を挙げる司祭者によって結婚式が挙行されることによって成立する。

オーストラリアでは、挙式がなければ婚姻は存在せず、挙式を欠くが夫婦と同様の生活を送っているものを事実婚と呼び、法律上婚姻と区別している。このような婚姻外の男女の共同生活が、世界的に増加してきているが、オーストラリアでは、この問題に関して、他の国々に先駆けて、立法的な対応を試みている。

オーストラリアは連邦制をとっており、連邦の立法権の及ぶ範囲に関しては憲法により規定され、その第 51 条に家族法に関する連邦の立法権限が規定されている。その 22 号は「婚姻」を規定しており、婚姻に関する規定は連邦法により規定されるが、事実婚に関しては連邦の立法権限は及ばず、州の管轄となる。1984 年にニュー・サウス・ウェールズ州で、事実婚保護法が制定され、諸外国から注目されている。この法律は、大きく分けると三つの部分から構成されており、財産の清算・扶養・同棲および別居の合意の三点が主たる内容である。

財産の清算に関しては、事実婚当事者の財産的貢献のみでなく非財産的貢献も考慮に入れて事実婚解消の際の財産の公平な清算をめざしている。清算は、配偶者による貢献というプラスの要素を関係解消の際に取り戻させるという考え方に基づいている。

扶養に関しては、事実婚ということから、あくまでも例外的な扶養義務であって、事実婚当事者の子供の教育のため、または、その事実婚が原因となり所得能力が減少したために扶養を必要とする場合に、その限度で扶養の命令が下されることになる。事実婚により損害をこうむったものが、相手方に対して要求する補償的性格を有しており、マイナス的要素の充当であると考えられる。

同棲および別居の合意とは、同棲しようとするものまたは別居しようとするものが自分たちの財産の問題・扶養の問題に関し契約することである。法律婚を回避する当事者の自治を奨励するという考え方から、この契約を有効なものとして扱っている。

3 婚姻解消

憲法第 51 条の 22 号で連邦の立法権限として、「婚姻および夫婦たる要件ならびにそれに関連する親権および未成年者の後見監督」が規定され、これにより制定された、1975 年家族法は、それまでの伝統的な有責主義を完全に廃し、破綻主義の理念を徹底させた。現行法の規定は、「婚姻が回復の見込みのない程度に破綻していること」という唯一の離婚原因を定め、破綻認定を「12 ヶ月間の別居」という客観的基準により行っている。オーストラリアでは、離婚に関しては、もはや有責であるか無責であるかは問題とされない。いうならば、破綻に関しては 12 ヶ月の別居という客観的事実で足り、破綻についての実質審理をしない、「実質審理抜き破綻主義」を世界に先駆けて採用しているわけである。

4 おわりに

オーストラリアの家族法に関しては、問題の先行性という意味では世界的に見てもその先端をゆく国の一つといえるが、果たしてその法的対応が適切であるかどうか、今後の成果に注目したい。

